

保 険 料 改 定 の お 知 ら せ

令和5年度においては、高額薬剤の保険適用等による高額な医療費の増加等により医療費が大幅に増加しており、国からの補助金の減少もあり、単年度収支で約4億6千万円の赤字となる見込となりました。

令和6年度においても、歳入面では被保険者の減少や国からの補助金削減による収入減が見込まれ、歳出面では「療養給付費」(医療費)や「前期高齢者納付金(※1) (過去7年間で約9億円の増加)」などの大幅な支出増が予測され、2年間で基金を8億円取り崩して対応してまいりましたが、なお組合財政が厳しい状況が続くため、やむを得ず世帯主様の「医療保険料」を1人につき月額4,000円を引き上げることといたしました。また、ご家族様の「医療保険料」につきましては、引き上げを行わず現行の「医療保険料」といたしました。

組合員の皆様に多大なご負担をお願いせざるを得ないことは大変心苦しく存じますが、何卒、諸事情をご賢察のうえ、組合存続のため、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

事 業 主

令和6年4月1日より(月額)

基礎賦課額(※2)	16,000円 (旧 12,000円)
後期高齢者支援金等賦課額(※3)	3,500円 (変更なし)
合 計	19,500円 (旧 15,500円)

従 業 員

令和6年4月1日より(月額)

基礎賦課額(※2)	13,000円 (旧 9,000円)
後期高齢者支援金等賦課額(※3)	3,500円 (変更なし)
合 計	16,500円 (旧 12,500円)

すべての家族(一人につき)

令和6年4月1日より(月額)

基礎賦課額(※2)	5,000円 (変更なし)
後期高齢者支援金等賦課額(※3)	3,500円 (変更なし)
合 計	8,500円 (変更なし)

40歳～64歳の介護保険料(一人につき)

令和6年4月1日より(月額)

介護納付金賦課額(※4)	2,800円 (変更なし)
--------------	---------------

(※1) 前期高齢者納付金とは、健康保険組合・共済組合・協会けんぽ・市町村国保・国保組合等の保険者間において生じる前期高齢者(65歳～74歳までの高齢者)の医療費の不均衡を調整する仕組みで、前期高齢者加入率の全国平均を基準とし、前期高齢者加入率が全保険者平均を下回る保険者は前期高齢者納付金を納付し、全保険者平均を上回る保険者は、前期高齢者交付金が交付されることになります。

(※2) 医療分(基礎賦課額)とは、医療機関等で受診された場合に、一部負担金を除く医療費を当国保組合が医療機関等へ支払うために必要な保険料のことです。

(※3) 後期高齢者支援金等賦課額とは、0歳～74歳の全ての方が加入している各医療保険を通じて後期高齢者医療制度(75歳以上の方全員が加入する健康保険)へ納付する保険料のことです。

(※4) 介護納付金賦課額とは、40歳～64歳の全ての方が加入している各医療保険を通じて介護保険制度へ納付する保険料のことです。